

令和4年度 大学教育再生戦略推進費
地域活性化人材育成事業～SPARC～
公募要領

令和4年3月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	(1) 実施体制	10
(1) 背景	1	(2) 評価等	10
(2) 目的	1	(3) 成果の発信・普及	11
2. プログラムについて	2	6. 申請書等の提出	11
(1) 申請対象	2	(1) 提出方法	11
(2) 選定件数	4	(2) 留意事項	11
(3) 補助期間	5	7. 補助金の交付等	12
(4) プログラムの規模（初年度・年間）	5	(1) 補助金の交付	12
(5) 大学と地方公共団体との協定につい て	5	(2) 補助金の執行に関する留意事項	12
3. 申請資格・要件等	6	(3) 補助金における不正等への対応	13
(1) 申請者等	6	8. その他	14
(2) 申請可能件数	7	(1) 学生等の安全確保	14
(3) 申請資格	7	(2) プログラム情報の公表等	14
(4) 申請要件	8	9. 問合せ先等	14
4. 選定方法等	10	(1) 問合せ先	14
(1) 審査手順	10	(2) スケジュール	14
(2) 委員会による意見	10	(別添2：申請制限対象事業)	16
5. プログラムの実施と評価等	10	(別添3：経費の用途可能範囲)	17

令和4年度 大学教育再生戦略推進費¹
地域活性化人材育成事業～SPARC²～
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

各地域に所在する大学は、地域の核となり地域活性化に貢献することが期待されていますが、地域社会が「学生に期待する能力」とは何かが不明確であり、大学側もそれを提示・養成できていないという指摘があります。

また、DXをはじめとする変化の激しい時代にあって、地域の中核として高度化を担う科学技術分野の人材養成が求められていますが、現状において自然科学分野を専攻する学生割合は我が国全体で3割程度にとどまっています。

文部科学省においては、これまで国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金はもとより、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）や大学による地方創生人材育成教育プログラム構築事業（COC+R）等を通じて、大学が地域の産業界等と連携して地域課題の解決や地域に貢献することで地域の核となる取組を推進してきました。また、大学教育改革支援プログラム（G P）や大学教育再生加速プログラム（A P）、知識集約型社会を支える人材育成事業を通して人材養成機能等の改革も支援してきたところです。

そのため、これまでの取組の成果を生かしつつ、より高度な地域連携と教育改革を両輪で強力で強力に推し進めることにより、地域と大学等が一体となって分野横断的に課題解決に挑む地域人材の育成が求められています。

(2) 目的

「地域活性化人材育成事業～SPARC～」は、大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換することを目的とした事業です。そして、本事業で確立する先進的なモデルを全国に普及させ、我が国の大学教育改革を展開していくことを目指します。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

² Supereminent Program for Activating Regional Collaboration の略称

2. プログラムについて

(1) 申請対象

上記の背景・目的を踏まえ、以下に示す取組を対象とします。なお、本事業は、我が国の大学教育改革を牽引する事業として、地域連携プラットフォームにおいて検討される高度な地域連携及び大学間連携を行った各地域独自の構想を期待しています。本事業の申請要件・目的等を踏まえた自由な発想を活かした提案が求められます。

【用語の定義について】

大学等	国公立の大学，短期大学，高等専門学校
事業責任大学	プログラムに参加する大学・地方公共団体・企業等（事業協働機関）の取組の取りまとめを行う事業実施の中心となる大学であり，事業申請の際に申請者となる大学
対象地域※	プログラムに参加し，事業に取り組む大学等及び地方公共団体，企業等が立地する地域
参加校	「事業協働機関」として事業に参加する大学等

※対象地域の範囲は、必ずしも行政区画に関わらず、生活圏や経済圏等の観点や、地域の人口構造の変化、産業構造の違い、大学等の地理的な分布や分野、規模などについて留意するなど、本事業の趣旨を踏まえて適切に設定してください。

(対象地域の例)

- ・都道府県単位
- ・都道府県を超えた経済圏・生活圏単位
- ・都道府県内の地区ブロック単位
- ・大学等が所在する市町村単位

取組要件

大学等連携推進法人制度を活用し、各大学において文理横断型の教育を基盤とした学位プログラムを構築する、複数大学連携による学士課程等での取組を対象とします。

○以下①～⑧に掲げる事項について、各大学の強みと特色を活かして取り組む構想であること。

- ① 産学官金による地域連携プラットフォームを構築し、強固かつ持続的な連携体制を整備し、その中で地域が求める人材像を設定するとともに、新しい学位プログラム全体を構築・運営する上で地域をも高等教育を支える資源やフ

ィールドとして捉えた取組であること。

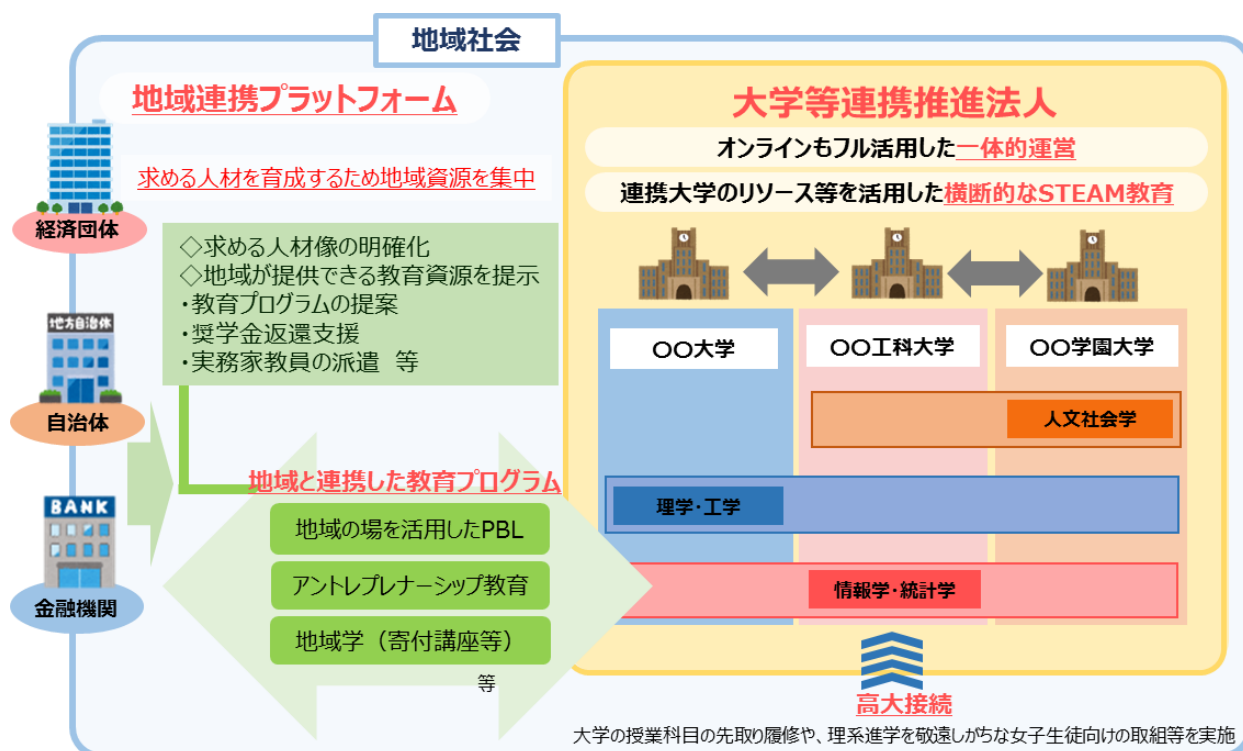
- ② 令和7年3月までに大学等連携推進法人を設立し、各大学の強みを相互に共有し合い、連携大学間において、連携開設科目を活用した取組を行うこと。
- ③ 事業責任大学及び参加校の大学における学位プログラム及び教育課程を、地域が求める人材に必要な文理横断型の教育プログラムへと再構築すること（事業期間内に、4年分の文理横断型の教育プログラムの開発・試行が行われるものであること）。
- ④ 地域社会の現状や課題を学ぶ科目や、地域課題に対して主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する教育（地域課題 PBL、地域学、アントレプレナーシップ教育等）を連携大学間協働で実施すること。
- ⑤ ②～④の取組を必ず正課内（124単位）の取組とすること。
- ⑥ 入学前の生徒が文理横断型の教育プログラムに円滑に適応できるよう、文理融合の授業科目の連携大学による共同開設等を行い、高校生に先取り履修させるなど、本事業との接続を意識した高大接続に係る取組を実施すること。
- ⑦ 上記課程を活用し、社会人等を対象に地域産業の高度化等に貢献する体系的な履修証明プログラム³の構築や講座の開講等の取組を実施すること。
- ⑧ タイプ①については、文理横断型の教育を基盤とした学部等へと再編する大学を含むこと（中間評価時に学部等の再編計画を提出し、令和10年4月までに学生受け入れを実施すること）。

【⑧の取組イメージ】

・本事業を通じて、文理横断型教育を実施し、その成果を踏まえ、更なる連携開設科目の開設や自大学における教育リソースのポートフォリオの見直しを行い、科学技術分野を支える分野融合の学部等（学部又は学科等）へと再編（改組）を行う。

³ 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校におけるより積極的な社会貢献を促進するため、大学等が、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムである特別の課程を編成し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できることとしたもの（学校教育法第105条等）。

(SPARC 全体の取組イメージ)



○本事業の実施に必要な教学マネジメントや管理運営の確立のために必要な体制を整備すること。具体的には、より公正な成績評価を実施するためのルーブリックや、学修成果を把握・可視化するための学修ポートフォリオの導入、学修成果の把握・可視化及び情報公表を徹底するための教学IR機能の充実や、収集したデータを活用したFD・SD活動等、「教学マネジメント指針」で示されるような効果が見込まれる教育システムを積極的に活用すること。

(参考)

- ・ 「教学マネジメント指針」, 事例紹介動画

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

○補助期間終了後に、本事業のプログラムの質が下がることがないように基金の創設など外部資金獲得方策も含め戦略的な資金計画を作成すること。

(2) 選定件数

選定件数は以下のとおりとします。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

なお、本事業の実施は、令和4年度当初予算が成立することを前提とします。予算の状況等によっては、内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

- ① 【タイプ①】 学部等の再編を目指す取組 : 5 件程度
- ② 【タイプ②】 高度な連携を目指す取組 : 4 件程度

(3) 補助期間

タイプ①・②ともに最大6年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) プログラムの規模（初年度・年間）

【タイプ①】

- ・ 補助金基準額（参加校合わせて） 200,000 千円
- ・ 補助事業上限額 400,000 千円

【タイプ②】

- ・ 補助金基準額（参加校合わせて） 100,000 千円
- ・ 補助事業上限額 200,000 千円

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、当初配分額を基準に毎年度逡減させること及び、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ⑥ 補助金の使用が認められるのは、事業責任大学及び参加校のみとします。

(5) 大学と地方公共団体との協定について

本事業は、地方創生を強力に推進するものとして、総務省と連携して実施するものであることから、本事業の実施に際して、連携先の地方公共団体と雇用創出・若者定着等に係る協定を締結し、総務省の「地方公共団体と地方大学の

連携による雇用創出・若者定着促進要綱」に定める内容に合致した場合は、当該地方公共団体に対して、特別交付税が措置されることとなっています。

当該地方交付税措置への申請を希望する場合には、雇用創出・若者定着等に係る具体的な取組事項を明記した協定書（案）を、申請書等の提出の際に併せて提出してください。

※協定とは、大学と地方公共団体が具体的な数値目標を掲げ、雇用創出・若者定着等に係る取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な取組事項が掲げられ、取組の実施後、目標に対する成果の検証をする旨及びその体制について記載されている必要がある。

※複数の地方公共団体や大学間で協定を締結することは、差し支えない。

※詳細については、総務省より4月頃公表。

《問合せ先》

総務省自治財政局財務調査課

電話：03-5253-5649

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学を対象とします。（短期大学を除く）

（申請者として短期大学及び高等専門学校は対象としていませんが、事業協働機関として本事業に参加することは可能です。）

② 事業者・申請者

事業者は事業責任大学の設置者、申請者は学長とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

なお、プログラムは、地域の大学等が複数参加して実施する取組ですが、申請は事業責任大学が代表して申請することとします（共同申請は認めません）。

③ 申請単位

申請単位は、学位プログラム単位とします。1大学等について1学位プログラム（高等専門学校において1教育課程）の申請が必要です。ただし、1大学につき、複数の学位プログラムを含む構想とすることも可能です。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学等が申請・参加できる件数は①か②のどちらか1件とします。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、プログラムに申請できません。事業責任大学のみならず、参加校も対象となります。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和4年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分

「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）

- x) 設置する学部（短期大学，高等専門学校の場合は学科）のうち，下記次の表 1 に掲げる令和元年度から令和 4 年度の平均入学定員超過率又は令和 4 年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表 1)

区分	大学				短期 大学	高等 専門 学校
	4,000 人以上					
大学規模 (収容定員)					4,000 人 未満	
学部規模 (入学定員)	300 人 以上	100 人 以上 300 人 未満	100 人 未満			
令和元年度 ～令和 4 年度 平均入学定員 超過率	1.15 倍 未満	1.20 倍 未満	1.25 倍 未満	1.25 倍 未満	1.25 倍 未満	1.25 倍 未満
令和 4 年度 入学定員 超過率	1.05 倍 未満	1.10 倍 未満	1.15 倍 未満※	1.15 倍 未満	1.15 倍 未満	1.15 倍 未満

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

※「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」及び「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項」第 14（2）①に記載する，追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替（以下「追試験等」という。）を行った場合には，令和 3 年度及び令和 4 年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については，本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

(4) 申請要件

プログラムへの申請を希望する大学は，以下に掲げる内容を，全学（i～vi については大学院，専攻科，別科，研究所，センター等を除く。）において申請時に達成しているか，令和 7 年 3 月（中間評価実施前年度の年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。事業責任大学のみならず，参加校も対象となりますが，vi 及び vii の要件を満たしていない場合は，事業期間中

に達成するものとします。

なお、プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制⁴の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) 成績評価において、GPA 制度⁵などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

⁴ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁵ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

4. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は外部機関が設置する「【仮称】地域活性化人材育成事業～SPARC～委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業計画を決定します。具体的な審査方法等については、『令和4年度大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は令和4年8月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は令和4年8月下旬頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

5. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。

- ② 中間評価は補助期間開始から4年目の令和7年度に、事後評価は補助期間終了後の令和10年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。4.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・地域・関係者等に対する説明責任を果たす観点から、国民を対象とした成果発表会等において発表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

6. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和4年度大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等の提出方法に従ってください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。

- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm）を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

7. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、人材育成連携拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「人材育成連携拠点形成費等補助金交付要綱」（令和4年1月28日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

8. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における地域活性化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の地域への還元の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

9. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室
学務係「地域活性化人材育成事業～SPARC～」担当
電話：03-5253-4111（内線3334）
Mail：gakumu@mext.go.jp

(2) スケジュール

公募説明会	令和4年3月14日（月）
公募締切	令和4年5月27日（金）
面接審査	令和4年8月頃（予定）
選定結果通知	令和4年8月下旬頃（予定）
交付内定	令和4年9月上旬頃（予定）
（事業開始）	

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

令和4年度予算額（案） 133億円

■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	15億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	50億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	4億円
○ 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業	1億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	2億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	30億円
○ 大学の世界展開力強化事業	11億円
－ 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(1億円)
－ COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(2億円)
－ アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
－ アジア高等教育共同体（仮称）形成促進	(3億円)
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	8億円
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	3億円
－ 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(2億円)
－ 医療データ人材育成拠点形成事業	(1億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	1億円
－ 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(1億円)
－ 基礎研究医養成活性化プログラム	(0.4億円)

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 3 年度に実施した事後評価の結果により, 令和 4 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 28 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化)
平成 28 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT))
平成 28 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (テーマ①: 放射線災害を含む放射線健康リスクに関する領域) (テーマ②: 慢性の痛みに関する領域)

- 令和 3 年度に実施した中間評価の結果により, 令和 4 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 30 年度	卓越大学院プログラム
令和元年度	大学の世界展開力事業 (日-EU 戦略的高等教育連携支援)
令和元年度	医療データ人材育成拠点形成事業

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがたって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生の TA への採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できません。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できません。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できません。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気，ガス，水道等の経費に使用できます。なお，プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に，プログラムを遂行するために直接必要な経費として，例えば，物品等の借損及び使用にかかる経費，施設・設備使用料，広報費，振込手数料，データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等），委託費等に使用できます。

また，他の大学の機関，教員等と協力する取組について，委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお，プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会，懇親会等経費，プログラムの遂行中に発生した事故，災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費，委託費については，プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について，プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合，当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお，委託費は，原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。